

障害者雇用についてお悩みの事業主の皆様へ

お気軽にハローワークへご相談ください

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害者にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適応できるよう職場定着指導も行っています。

その他、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。お気軽に御相談ください。

どんな仕事を任せたら良いのか分からない。

どんな障害者がいるか分からない。

障害者と働くイメージがない。

配慮すべきことが分からない。

精神障害者、発達障害者ってどんな人？

周りの理解を得られないのではないかな。

どんな求人を出したら良いか分からない。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

- ・令和7年4月に除外率が10%引き下げられました。
- ・令和8年7月に法定雇用率が2.7%（特殊法人3.0%）に引き上げられます。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率(())内特殊法人)	2.5%(2.8%) ⇒	2.7%(3.0%)
対象事業主の範囲(())内特殊法人)	40.0人以上(36.0人以上) ⇒	37.5人以上(33.5人以上)

除外率設定業種	除外率 (令和7年4月)
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・ 警備業	15%
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・ 小学校	45%
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

障害者雇用に対する相談

求人出し方、雇用管理の方法、各種助成金の活用についてご相談いただけます。

障害者求人の掲載

求人出し方について助言いたします。ハローワークインターネットサービスに障害者専用求人を掲載できます。

障害者向け チーム支援の実施

雇入れ前から職場定着まで支援機関と共にサポートします。

職場見学会の 開催

求職者に働く職場について知ってもらえます。

障害者面接会の 実施

複数の求職者との面接の機会を設けることができます。

職場実習の 実施

どのように仕事を任せられるか、お互いの理解が深まります。

障害求職者の 紹介

本人了解のもと、障害特性をお伝えした上でご紹介いたします。

各種セミナーの 実施

求職者を対象に就職に向けたセミナーを開催しています。



厚生労働大臣が認定した障害者雇用に関する優良な中小事業主（もにす認定）の取り組みを山梨労働局HPで紹介しています。

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。



精神・発達障害者 しごとサポーター 養成講座

絶賛開催中！

「障害の特性」「共に働く上でのポイント」等について、講師が事業所に出向いてお話しします。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク甲府	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・中央市・昭和町
ハローワーク富士吉田	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609	富士吉田市・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
ハローワーク大月	〒401-0013 大月市大月3-2-17	0554-22-8609	大月市・上野原市・小菅村・丹波山村
ハローワーク都留	〒402-0051 都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	都留市・道志村・西桂町
ハローワーク塩山	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609	山梨市・甲州市
ハローワーク韮崎	〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331	韮崎市・北杜市
ハローワーク躰沢	〒400-0601 南巨摩郡富士川町躰沢1760-1 富士川地方合同庁舎2階	0556-22-8689	市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町

○開庁時間は平日（月～金）8時30分～17時15分です。

○土・日・祝日・12/29～1/3は開庁していません。

（詳しい開庁日については、山梨労働局ホームページのお知らせをご確認ください。）

山梨労働局
職業安定部職業対策課
TEL:055-225-2858 (R8.4)

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります。御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

「成長やまなし応援融資」の対象にもなります！
詳細は山梨県へお問い合わせください

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請について、まずは、主たる事業所を管轄するハローワークにご相談ください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、**20点**（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②**法定雇用率を達成**していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③**過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過**していること
- ④**障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと**

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			⑧働き方	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		優良		1点	優良			1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
優良			1点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて
と も に す す む
 という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

山梨県内の
**もにす認定
 企業一覧**
 (山梨労働局HP)⇒

